



乾隆四十七年彰化縣莿桐腳分類械鬪案（上）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-04-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 俊郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002798

乾隆四十七年彰化縣莿桐脚分類械鬪案（上）

櫻井俊郎

乾隆 47 年（1782）、夏のこと。台湾中部、当時の彰化県に属する、莿桐脚⁽¹⁾という街で起きた小さな諍いから、聚落間の大規模な流血暴動、官憲殺害・放火事件に拡大し、さらには所轄官員の職務怠慢問題にも飛び火する、一連の出来事があった。事件そのものは、清代台湾であれば如何にもそんなことが起こりそうなもので、歴史的意義という観点からは特に目を引くものではないが、その顛末はなかなかドラマチックで面白い。事件が進行すると共にそこに関わる当事者——対処に当たった官憲らも含め——がどう動いたか、逮捕された民衆が訊問の際にどんな供述をし、その情報が役人や官庁の間でどう伝えられ、その結果として事件がどのような展開を遂げてゆくのか。公文書史料を通じ見えてくるナマの事実は単に興味を惹かれるエピソードという以上に、大陸本土からの移民流入が本格化し間もない清代中期台湾社会の実情を映す鏡に見える。以下、少し細かく経過を辿ってみることにしたい。

【注】

- (1) 「莿桐脚」は現在の彰化市域のほぼ西端に位置する。なお、当時の彰化県南部、現在は雲林県になっている地にも、「莿桐鄉」という地名が存在しており、雲林県庁所在地である斗六市の西北約 7km に位置するのだが、本件の中心地からはやや遠くなる。断定しきれないものの、恐らく現・彰化市内にある方が本事案の現場ではないかと推定される。因みに、雲林県は北に彰化県、南に嘉義県と境を接し、東隣は 1999 年に起きた台湾中部大地震の震源地、南投県である。漢人入植者がこの地に足を踏み入れた時、先住民が植樹していた刺桐=デイゴが生い茂っていたため、「莿桐巷」や「莿桐巷庄」の名で呼ばれるようになったという。蔡培慧・陳怡慧・陸傳傑著、『圖說臺灣地名故事』（遠足文化事業、新北、2013 年）、第九章「半線・彰化」、124 ページ、及び『同書』、第十一章「林圯埔・雲林」、146 ページを参照。なお、末尾に「脚」字を附する古くからの地名は、台湾では特に珍しくない。現在でも各地に散見される。莿桐脚における乾隆 47 年の漳泉械鬪については、戚嘉林著『臺灣史』（増訂二版、戚嘉林出版、新北、2014 年、174～176 ページ。初版は 1985 年刊。）に小刀会との関連から概要が紹介されている。他に吳密察編著『臺灣通史－唐山過海的故事』（〈中國歷代經典寶庫 38〉、第五版、時報文化出版、台北、2012 年、161 ページ。なお、連横による紀伝体原著は 1921 年初版。）にもひとこと言及される。

一、金蟾桂による最初の報告

早速、事件の発端となった8月23日の彰化県莿桐脚に目を移して、様子を窺ってみよう。まずは、乾隆47年12月8日に帝旨が下され、同10日に内閣で抄本が取られた、福建省台湾鎮総兵官の金蟾桂から上された奏摺⁽²⁾に引用される文書や供述、金蟾桂自身の記述を手がかりとする。

この日、彰化県の莿桐脚内にある「漳州莊」（漳州人聚落）では戯劇が上演されていた。ところがそこで罵り合いの喧嘩が発生、やがて暴力沙汰になり、漳州系の黃璇なる者が泉州系の廖老^{のりょうろう}という男を殴り殺す。そこから更に、漳州系と泉州系の村民がそれぞれ集結して流血抗争する、集団どうしの衝突に発展する。この時は武弁・県官が兵壯を率いて介入し、游歴ら6名を拘禁したところ、それをきっかけに民衆はすぐさま散った⁽³⁾。この些細な小競り合いから、一連の出来事が始まる。

このような、武器を手にしたエスニックグループ同士が衝突し、流血の騒動を起こすことは「分類械闘」⁽⁴⁾と呼ばれ、清代の福建や台湾で頻発したことが知られている。「分類械闘」自体は様々な文献に紹介されているのでここで改めて詳解しないが、こうした抗争事件にはしばしば「よそ者」が介入していたことも知られており、彼らは「羅漢脚」⁽⁵⁾と呼ばれ、正業に就かず普段からブラブラしていて、ことあるごとに騒ぎを起こすようなゴロツキども・不逞の輩、といった連中として当時、認識されていた。最初の衝突で拘禁された上記6名の素性は定かで無いが、より大規模な騒動が続いて起こったとき、煽動者たちが登場している。彼らこそはまさしく「羅漢脚」たちであった。

元々、漳州系グループと泉州系グループの対立には根深いものがある。当時の台湾府といえば、荒くれどもが一旗揚げようと密航をも辞さず黒水溝（台湾海峡）を渡ってやってくる、フロンティアの地であった。無法地帯で生き抜くためには、同族・同郷の誼^{よしみ}で固く結束し、我が身を護る必要がある。当然、対立する族群どうしが、おとなしく譲り合う事など、あり得ない⁽⁶⁾。今次の抗争でも、たまさか官憲の介入で一度散ったからと言って、すんなりおとなしく収まる筈もまた無い。

集団が解散した後、漳州系の黃添と陳比の両名は、^{だいりようく}大里杙莊など漳州系の聚落の民を集めに走った。一方、泉州系の吳成・蘇奇・謝笑らも、鹿仔港・番溝などの泉州系各莊の民衆を邀集する⁽⁷⁾。

彼らは再度、械鬪に及ぶ⁽⁸⁾。鎮圧にはかなりの数の兵丁が投入された。金蟾桂が9月8日に受け取った護副將隋光德からの稟報に依ると、台灣副將鄭瑞と鎮標護右營遊擊守備孔彪に200名の兵を呼びさせ、また台灣道穆和蘭^{ぼくかりん}が台灣府知府蘇泰に委して壯役を呼びさせ、両者協同して9日に現地に進み弾圧に当たった。その後、更に台南方面に飭して安平中營・右營の兵を200名、及び暫らく台灣に留め置いた滿州兵240名を調發すると共に、千總・把總數名を兵の調遣に当たらせつつ、署安平左營遊擊陳志元に飛飭して兵船を指揮させ、鹿仔港沿海の一帯を厳重に巡査せしめた。

この直後、營弁（千總や把總など、營に駐在する武官）の殺害事件が発生する。9月18日に金蟾桂が受けた隋光德の稟⁽⁹⁾に依ると、9月10日、把總林審が汎路へ向かう途上、内快官莊⁽¹⁰⁾を経由したところで該地の泉州系の民張主忠・鄭全らに行く手を遮られた⁽¹¹⁾。張主忠らは、張監の書館内にて林審に保護を求めたというのだが、林審が漳州府の出身だったことから、張主忠・鄭全らは大里杙莊の漳州系の民が偽って官憲を装つたものと疑い、凶行に及ぶ。ただちに武弁・県官が下手人逮捕に向かうが、犯人らは林審がまことに把總であったことを知り、罪を畏れて内快官莊を焼き払って逃亡してしまった、ということだった。つまり、県側で林審の屍身を検分し、傷痕を調査したうえで隋光德に報告し、それを金蟾桂に稟した、ということである。この件、金蟾桂は奏摺の中で次のように言っている。

…查するに、漳州系・泉州系の聚落民たちがお互いに武装して抗争し、大胆にも營弁林審を殺害したことは、^{まこと}實に法規を踏みにじる行為でありまして、我々としてはすぐさま、台灣道の穆和蘭に咨會（公文書の一種）を發出すると同時に、署城守營參將の魁徳に飛飭して厳重なる巡回監視の任に当たらせ、併せて、さきに留め置いた所の、或いは調した所の兵を台灣府城に分派し、協力して防備に当たらせました。わたくし自らも9月19日、弁兵500

名を引き連れて急行し、取り締まり・逮捕に当たるべく、諸羅県（当時すでに「嘉義県」に改まっており、雅称として用いたものか）の県城に到りました。査するに、諸羅県・彰化県と境界を接する、海近き笨港・南莊⁽¹²⁾においても火が放たれたことを知り、事細かにその故を訪ねますに、台湾には向より「匪類」——つまりこれは俗に「羅漢脚」と称する、最も民害を為すような輩であります——が多く居ることに因り、なにか事に遇えば弊風を生ずるものである、という次第でした。この度も、そうした連中が（莿桐脚での）漳州系・泉州系の械闘に乘じ、中に紛れ込んで煽って惑乱し、漳州人の聚落では「泉州人がやってきて放火掠奪をしようと企んでいるぞ」と触れ回り、泉州人聚落では「漳州人が来て我々を取り囮み殺そうとしている」と呼ばれるなどし、人心をして驚惶せしめたもので、小聚落では住民が畏れて逃げだし仲間の大聚落に保護を求めて身を寄せ、そうすると其の小聚落の房屋が無人になるものですから、匪類が機に乗じて放火掠奪をはたらいたのです。（そんなわけで）わたくしめも速やかに弁兵を派遣しまして手分けしてパトロール・捕縛（分路巡擒）させ、放火をはたらいた莊再という名の匪類を一名引っ捕らえました。捜索の結果、放火の器具も差し押さえましてございます。また、「殺せ」と叫び掠奪を図った洪賞という匪類も一名引っ捕らえましたので、諸羅県の冷震金に訓飭し、取り調べて供述を取り実情を明らかにするよう命じております。^{さけ} 竊かに思いますに、台湾は海外の要地であり、もしも示すに威儀を以てしなければ、いかで悪習を止遏^{ひそ}^{しあつ}（=おしとどめる）することなどできましょうや。隨いで 25 日に上奏して詔諭を請い、ただちに莊再・洪賞の両名を処刑して衆に示し、ここでようやく民心もやや落ち着きを取り戻しました。…

ここで彼は「始めて民心やや定まりたるを得」^うとは言っているが、9月9日に械闘が鎮圧されて以降の捕縛者は、名が明記されている者については僅か二名である（いちいち名が示されない「小物」もいた可能性は否定できないが）。10月に入ってもなお、官憲たちは事後の民心の安定やら逃亡犯の逮捕やらで忙しい。

10月1日、金蟾桂は台湾副将鄭瑞を調し、関係各邑に派遣して彈圧に当たら

せる一方、自身は彰化に赴くことにする。金蟾桂の奏文に、途上の対処経過を述べる(13)。

…斗六門莊⁽¹⁴⁾に至った時に調査いたしましたところ、当地にも潜伏中の匪類がいることがわかり、ただちに弁兵を派遣してくまなく捜索いたしまして、6名を捕縛しました。その中の洪鍾という男、身に刃物を藏し持ち、逮捕の際にも刀を振り回し凶行に及ぼうとしました。捕縛後に尋問したところ、かつて笨港で放火・掠奪の騒動を起こしたのは自分だと吐きました。まことに法のもと許しがたい輩でございますため、わたくしめ、翌10月2日に詔諭を請い、立ちどころに処刑して衆に示した次第です。情状のやや軽い他の犯人については重罪犯と區別し、箭を挿して{不詳；或いは罪人宅の門口に目印を付けたものか} 聲^{いまし}めの意を示し、民心を安んじました。…

この時、逮捕された洪鍾なる男が、笨港（現在の北港）の騒動に関わっていたことは興味深い。莿桐脚と笨港はかなり隔たった場所にある⁽¹⁵⁾。にもかかわらず、両案件に於いて、人的な接点があった可能性がある。こうした騒動に、金蟾桂が語る通り、聚落在住のエスニックグループだけでなく、地域を跨いで浮遊する「羅漢脚」と称されるゴロツキが関与していたことを示唆するものかもしれない⁽¹⁶⁾。

翌4日、金蟾桂は彰化県城に入り、林審の殺害犯、械鬪に於ける双方の主導的人物や内快官莊で放火・掠奪をはたらいた者らの身柄を相次ぎ確保し、取り調べていった。10月13日には13名を処刑して見せしめにした⁽¹⁷⁾。

…4日、彰化県城に^{いた}抵りまして、台灣府の蘇泰と会同し、内快官莊に往き調査致しましたところ、果して犯人どもがかつて本莊を焼き払い逃亡したものと認められましたので、速やかに弁兵・幹役を分派し、分路して厳重に犯人を確保するよう命じました。このあと、共謀して把総の林審を殺害した重犯、張主忠・鄭全・張克の3名、漳州系聚落にて衆を聚め械鬪を主導した首犯の黃添・陳比の2名、泉州系聚落で衆を聚め械鬪を主導した首犯吳成・蘇奇の2名、機に乗じて放火・掠奪をはたらいた匪類の吳武・陳帶・黃昆山・施鄉

の4名を相次いで捕縛いたしました。また、護副将隋光徳によって既に拿獲されておりましたところの、武器を手に放火をはたらいた匪類の黃四・趙友の2名も含め、以上の各犯は俱に台灣府の蘇泰・彰化県の焦長發の取り調べにより確たる状況を白状いたしましたこと、相違ございません。供述内容を閩浙総督・福建巡撫衙門に報告申し上げましたほか、査するに、これらの犯人どもが思い立って衆を集め械闘し、共謀して營弁を殺害し、さらに機に乗じ聚落に放火・掠奪したこと、均しくその罪状は重大にございます。台灣は僻遠に位置する洋上の重地であり、前例に拘泥し逐一事細かに時間をかけ調べ尽くすのは便ならざるがゆえ、10月13日に詔諭を請うて黃添ら13名を処刑し、各々が罪を犯した地域に生首を送り民に示し、海外の匪徒をして國法を凜遵させましてございます。…

奏摺の最終段で、金蟾桂は拘禁者たちの取調べ、及び逃亡中の者の捜索について、犯人達の具体名を挙げて督撫と朝廷に報告し、今も現場の県官・營弁を束ねて調査・捜索続行中である旨、言明している⁽¹⁸⁾。

…現時点で既に逮捕済みの、械闘案件中の各犯施于・黃慶と游歷・盧詩・葉渚・林興・楊湖・楊冷ら、および林審殺害案件中の餘犯の詹寶・王滿・張鼎・張長・吳宗らと、廖老を殴り殺した黃璇につきましては、県に訓飭し、事案別に分けて調べ送らせております。逃亡中の、衆を集めた首犯謝笑ら、林審殺害案で供述中にあぶり出された重犯の張石・唐發・張琳らは、捜索・逮捕して解送し尋問すべく務めようと思います。以上、総督・巡撫のお耳に入れ、当方にて刑を擬して具題すべきであるほか、彰化の情況に関し申し上げますれば、現在すでに護副将の隋光徳、台灣府の蘇泰とともに県官を率領し、佐貳・雜職・營弁等の官員に分ち委ねて聚落ごとに曉諭し開導を行い、民々にはみな各々安静にさせ、捐資して撫恤を加え、次々と元の聚落に帰させておるところでございます。また、焼かれた聚落の数、及び負傷・死亡した人数の情報を収集し、県に命じて総督・巡撫に報告を上げさせて処理に当たろうと思います。各方面でまた匪類が煽動・惑乱していることに関しましては、わたくし自身、10月15日に台灣府の蘇泰と共に諸羅の各聚落に往きまして、民の安撫と匪徒の逮捕に務めまして沿海地域の安定化を図っており

ます。そのことは別に奏摺で具奏いたしております。但だ、わたくしめ自身、事に先んじて預防することもかなはず、まことにその罪は免れ難いものと存じ、厳しく罪を賜りたく併せてお願ひ申し上げます。畏れおののきつつ、命をお待ち申し上げます。…

犯人の一派はなお逃亡中で、事件の全容もまだ明らかになってはいないものの、金蟾桂の奏摺だけを見れば、府・県のレベルでそれなりの手を打っているさ中、という風に読める。しかしこのあと、現場における初動に問題があると、上級から厳しく指弾されることになるのである。

【注】

- (2) 本稿の公文書史料は総て中央研究院歴史語言研究所編『明清史料』己編所載の活字版を引用した。「内閣抄出臺灣總兵金蟾桂奏摺」、『明清史料』己編・第10本、950a～951a、1951～1953ページ。以下、「金蟾桂奏摺」（乾47-12-10）と略記する。
- (3) 「金蟾桂奏摺」（乾47-12-10）、「…本年八月二十三日、彰化縣治莿桐脚脚（疑衍）漳州莊演戲角口起衅、漳人黃璇毆鰐泉人廖老、以致各邀莊民械鬪。經營・縣帶領兵壯前往、拿獲游歷等六名收禁。旋即解散。…」。以下、本論注記内で公文書史料を引用する際、固有名詞に下線を附し参照・解釈の便宜を図る。旧暦8月15日は中秋節であり、その前後、地域社会で大きな祭祀・演戯などの娯楽が挙行されたとしても不思議はない。ただ、中秋節8日後のこの「演戯」がそれと関係あるものか否かは未確認。
- (4) 族群ごとに群れを成し、武装抗争する「分類械鬪」については、ひとまず『問俗録』の記述がイメージを捉えやすいだろう。小島晋治・上田信・栗原純訳、『問俗録』（平凡社、東京、〈東洋文庫495〉、1988年）、卷六「鹿港庄」、187～189ページ、「出身地別の武装闘争」の項を参照。閩（福建）・粵（広東）出身者間に限らず、同じ福建系の漳・泉出身者間の械鬪は、同治年間頃まで各所で多く見られる。他に殷允芃編・丸山勝訳『台湾の歴史－日台交流の三百年』（藤原書店、東京、1996年。110～114ページ。なお、華語原著は1992年刊。）、注(1)吳密察前掲書160～162ページなど参照。
- (5) 『問俗録』同前注、184～187ページ、「台湾のゴロツキ」の項。また、周婉窈著・濱島敦俊監訳『図説 台湾の歴史』（増補版、平凡社、東京、2013年。79～80ページ。なお、華語原著は1997年刊、濱島監訳本初版は2007年刊。）にも「羅漢脚子（独り者）」への言及がある。他に、注(1)、吳密察前掲書159～160ページ、注(4)殷允芃前掲書105～107ページなど参照。
- (6) 「金蟾桂奏摺」（乾47-12-10）の冒頭、「竊查、臺灣莊民來自内地漳州・泉州者居多。素稱強悍、各不相下。」と、上奏者自身も語っている。

- (7) 「大里杙莊」は、現在の台中市大里區辺りであろう。本案の舞台である彰化の中心域から見るとほぼ 15km 真東に位置し、やや距離があるが、筏で大里溪を下れば現・彰化県の市域北辺にたどり着く至便の地である（「杙」は筏を意味する）。乾隆 51 年（1786）に勃発した台湾三大匪乱の一つ、「林爽文の乱」の発火点となった地でもある。「鹿仔港」は古い町並みで知られる鹿港鎮の旧名で、彰化市の少し西に位置する。「一府、二鹿、三艋舺」の有名な言葉はまさしくこの頃のもので、当時の鹿港が府城（台南）に次ぐ台湾の経済的中心の一つであったことはよく知られていた。現・鹿港鎮の鎮域最東辺と彰化県莿桐の間は僅か 2km 程度の至近距離である。なお、「番溝」については、台中・彰化・雲林・嘉義周辺を見ると「番」字や「溝」字を含む類似の地名が余りに多く、どこに当たるかにわからず定められない。北港鎮（当時の嘉義県笨港）に番仔溝の地名があり、「番溝」なる聚落が包含されていて、その可能性無きにしも非ずだが、やはり断定は不能。「笨港」については後注(12)参照。
- (8) 「金蟾桂奏摺」（乾 47-12-10）「…續因漳州黃添・陳比邀集大里杙等漳州等莊、泉州民吳成・蘇奇・謝笑邀集鹿仔港・番溝泉州各莊。各聚其衆、復行械鬪。九月初八日、據護副將隋光德稟報前來、奴才即委臺灣副將鄭瑞・鎮標護右營遊擊守備孔彪、帶兵二百名、臺灣道穆和蘭、委臺灣府知府蘇泰、帶領壯役、于初九日、協同前往彈壓去後、奴才一面飭調安平中・右二營兵共二百名、又暫留滿兵二百四十名、並俸滿千把總數員、以備調遣、並飛飭署安平左營遊擊陳志元管駕兵船、在鹿仔港沿海一帶、嚴加巡查。…」
- (9) 「金蟾桂奏摺」（乾 47-12-10）「…九月十八日據護副將隋光德稟稱、「九月初十日、協標新拔把總林審赴汎路、由內快官莊、該地泉民張主忠・鄭全等攔入張監書館内、欲求保護。因把總林審原係漳州府人、疑是大里杙漳人假裝、竟行殺害。經營・縣迅往擒拿該犯等、先已探知眞是把總、畏罪燒莊逃竄。尋獲林審屍身、驗明傷痕、經縣訊報」等情。奴才查、漳・泉莊民互相械鬪、膽敢殺害營弁、實屬大干法紀。奴才立刻咨會臺灣道穆和蘭、並飛飭署城守營參將韙德、嚴加巡防、並將前項所留・所調官兵分派協防府城。奴才即于十九日親帶弁兵五百名、星往撲擒、行至諸羅縣城。查知諸・彰接界近海笨港・南莊被焚、細訪其故、因臺灣向多匪類、俗稱「羅漢脚」、最爲民害、遇事生風。今乘漳・泉互鬭從中煽惑、在漳莊則呼泉人欲來焚搶、在泉莊則稱漳人即至圍殺、以致人心驚惶、小莊逃依大莊保護、其小莊房屋空虛、匪類乘機焚搶。奴才迅撥弁兵分路巡擒、巡獲放火匪類莊再一名、搜獲放火器具。又獲喊殺圖搶匪類洪賞一名、飭發諸羅縣冷震金、研審供認情實。奴才竊思、臺灣海外要地、若不示以威嚴、何以止遏刁風。隨于二十五日、恭請王命、立將該二犯正法示衆、始得民心稍定。…」
- 林審は「新抜」の把總とあるので、たまたま新任地（どこかは不明）の汎防に向かう途中、内快官莊を通過時に（この時に張監の書館に逗留していたものか？）張主忠・鄭全らに保護を直訴され、誤解がもとで悲劇に巻き込まれたといったところであろう。
- (10) 現在の彰化市域の東辺に「快官里」の地名が残る。その境内に「内快官」という聚落がある。『圖說臺灣地名故事』、第九章「半線・彰化」、124 ページ参照。
- (11) 『問俗錄』卷三「仙游縣」に「通せんぼ（攔路）」の項がある。『問俗錄』に紹介される福建仙游県の記事は、道を遮って追い剥ぎをはたらく、或いは監禁・暴行を加えるような事例

であり、本案件とはやや趣を異にするが、通行を阻害して身柄を拘束し、危害を加える点では共通している。当時の福建・台湾の気風・習慣を見ることができる。

- (12) 「笨港」は、雲林県北港鎮の旧称。当時は嘉義県に属す（因みに、この当時既に諸羅県は存在せず、文中、嘉義の雅称として旧地名を用いているものと考えられる）。300 座は下らぬであろうと称される台湾全土の媽祖廟の總廟「北港朝天宮」があることで知られる。彰化市中心部や莿桐脚からは真南へ約 65km ほど。「南莊」は不詳。今も苗栗県（当時は淡水庁に属す）の東辺に「南庄郷」という地が存在するが、彰化からは北へ約 100km 隔てたところにある。また「近海」とも言い難く、史料中に云う「南莊」がここに比定できるかは疑問。
- (13) 「金蟾桂奏摺」（乾 47-12-10）「…十月初一日、調回臺灣副將鄭瑞到諸邑彈壓、奴才起行赴彰、至斗六門莊、查知該地亦有潛藏匪類、即撥弁兵分路巡擒（搜）、查擒獲六名、內洪鍾一名、身藏利器、被擒時、尚欲持刀行兇。訊認曾在笨港焚搶、實屬法無可貸。奴才隨于初二日、恭請王命、立將該犯正法示衆。餘犯情節較輕、分別重責、插箭示警、以安民心。…」
- (14) 「斗六門」は現・雲林県斗六市の旧称で、莿桐脚の南に境を接している。当時は嘉義県に属した。「斗六」は洪雅族（平埔族の一）が狩猟の際に発する音声から彼らの社名（社=聚落の義）となったものらしい。オランダ統治期からこの地名は知られていて、早期から入植・開発が進められた場所であることが窺われる。清末に一時、嘉義県の県治が置かれたこともある。『圖說臺灣地名故事』、第十一章「林圯埔・雲林」、146 ページ参照。なお、藍鼎元の『平臺紀畧』にも、笨港・斗六門・半線等は奸宄縱橫の區（悪者が横行している地域）だとの文言が見え、もともとこの辺りは羅漢脚の如き匪類が多かったとも言える。徐万民・周兆利著『劉銘傳與臺灣建省』（福建人民出版社、2000 年）、40 ページ（第一章「近代前臺灣建置沿革」、「臺灣鎮挂印總兵」の節、「班兵制」の項）参照。
- (15) 直線距離で約 65km 隔たっている。前掲注(12)参照。
- (16) 前注(9)に引用した、「金蟾桂奏摺」（乾 47-12-10）の「…因臺灣向多匪類、俗稱「羅漢脚」、最爲民害、遇事生風。今乘漳・泉互鬪從中煽惑、…」を参照。4 年後に起こる林爽文の乱をはじめ、「臺灣三大匪亂」等では秘密結社「天地會」が深く関与していることが知られており、公権力側からみると、「羅漢脚」の如き連中は、「正業に就かない、地域の治安を乱すけしかね輩」という以上に、広域的・組織的な叛乱を起こしかねない「地下組織の危険人物（かもしれぬ）」という認識だったであろう。本案で巡撫が強い警戒感を示すのも不思議ではない。
- (17) 「金蟾桂奏摺」（乾 47-12-10）「…初四日、抵彰化縣城、會同臺灣府蘇泰前往內快官莊查勘、果係該犯等先經燒莊逃竄、迅即分派弁兵・幹役、分路嚴擒。先後拿獲同謀殺害把總重犯張主忠・鄭全・張克三名、漳州莊聚衆械鬪首犯黃添・陳比二名、泉州莊聚衆械鬪首犯吳成・蘇奇二名、乘機焚搶匪類吳武・陳帶・黃昆山・施鄉四名。又據護副將隋光德先行拿獲持械放火匪類黃四・趙友二名、以上各犯、俱經臺灣府蘇泰・彰化縣焦長發研訊供認確情、不諱。除將供由錄報督撫外、奴才查該犯等、起意聚衆械鬪、同謀殺害營弁、乘機焚莊搶掠、均屬情罪重大。臺灣遠隔重洋、未便拘泥成例、逐層審轉久稽顯戮、隨于十月十三日恭請王命、將黃添

等一十三名正法、各于犯事地方傳首示衆、俾海外刁民凜遵國法。…」

- (18) 「金蟾桂奏摺」（乾 47-12-10）「…現已獲到械鬪案內各犯施于・黃慶・游歷・盧詩・葉渚・林興・楊湖・楊冷等、殺官案內餘犯詹寶・王滿・張鼎・張長・吳宗等、毆斃廖老犯黃璇、飭縣分案審解。其未獲聚衆首犯謝笑等、供出殺官重犯張石・唐發・張琳等、查拿務獲解究、應聽督撫審擬具題外、現在彰邑情形業經護副將隋光德、同臺灣府蘇泰率領該縣、分委佐雜營弁等官、逐莊曉諭開導、俱各安靜、捐資撫恤、（陸）續歸莊。收穫其所燒莊數及傷斃人口、飭縣查報、督撫辦理。至于諸邑、復有匪類煽惑、奴才于十月十五日、同臺灣府蘇泰前往諸羅各莊、力爲安撫擒撲、以靖海疆。另行恭摺具奏。但奴才未能先事預防、實屬罪無可辭。併請皇上、將奴才嚴加治罪。曷勝惶悚待命之至。敬將辦理彰化縣械鬪起訛及殺害把總緣由、據實奏聞。伏祈皇上睿鑒、謹奏。乾隆四十七年十二月初八日、奉旨、該部知道。欽此。」

金蟾桂は末尾で予防措置における自らの至らなさを嘆き、罪を請うているが、これは「決まり文句」的な、謙遜を示す表現と見られよう。

二、福建巡撫による調査と見解

福建巡撫雅徳は本件に関する独自の調査を行う一方、金蟾桂の報告を受け、12月中に一度、年明けの48年正月に再度、地方トップとしての見解を示している。まずは、12月22日に硃批が附され、24日に内閣で抄本が取られた奏摺から見てみよう(19)。

雅徳は福建台湾道按察使の楊廷権に調査・報告を命じ、その後騒動の原因を尋ねて、人々が集まって博奕を打っていたことに絡む事案と聞き及んでいた。ところが、金蟾桂らより相次ぎ届いた稟報に「看戲にて口角し廖老を殴斃」したことが発端となったとあるのを見て、楊廷権らから聞かされていたことと矛盾する、と指摘する。また、雅徳自身がアモイに行き、台湾から本土に渡ってきている商人に聞いてみると、みな、「あの事件は賭け事のトラブルが切っ掛けで漳州人の黃璇が泉州人の廖老を殴り殺した。お上にもそう報告した」と語った、と述べる(20)。

調査を進めてゆくうち、さらに県官の焦長發が廖老殺害案の主犯格を厳しく追及せずにおいたため、不満を募らせた泉州系の民衆が仲間を呼んで結集し、漳州系住民と械鬪するに至った事、匪徒がこの混乱に乗じて人々を煽動し、聚落を焼き掠奪行為に及んで、騒動がコントロール不能の情況に陥った事などが明ら

かになり、雅徳は現場の関係各官、中でも焦長発を、厳しく非難する⁽²¹⁾。

…もともと命案では、地方官自らが迅速に調査に当たり、犯人を捕縛して罪せねばならぬもの。台湾の如き海外の重地であれば尚更きっちりやらねばなりません。然るに、彰化県知県の焦長発は胆敢〔だいそれたこと〕にも事を軽んじていい加減な処置しかせず、重大事件に発展させてしまった。今回の事件では、「賭博でのいざこざ」を「戯劇を見ていて喧嘩になった」と改め捏造し、犯人を放って置いて調査もしない有様、彼には他にも問題が無いとも限りません。朦朧たる職務怠慢の、人命を蔑ろにし禍を引き起こす「劣員」と称すべきであります。…⁽²²⁾

かくして、雅徳は焦長発を解任し、逮捕して取り調べを行う一方、楊廷権に命じて事件の逃亡犯らを逮捕・調査させたうえ、福建に護送して更に厳重な取り調べを行って罪を擬すべきであること、また彰化県知県の職務は別の者に代行させ、焦長発在任中に倉庫の錢糧に未清算分が無いかを調査させるべきことを提議し、その上で、彼を弾劾しようと思うと述べる。彼以外の関係各官についても、結局のところ匪徒による騒擾を防ぎ得なかつたわけで、水師提督の黃仕簡に咨會し、また楊廷権に命じて調査すべきである、とした⁽²³⁾。

12月22日、乾隆帝からの指示が示された。雅徳への硃批に「旨有りて部に諭す。此を欽め。」（諭旨を該部に下す）とある。同日、内閣に上諭が降され、「焦長発は著して革職、拿問し、該督提に交して、案内の人犯と同に、厳審して擬を定め、具奏せよ。該部、知道せよ。」（焦長発命じて罷免。逮捕取り調べの上、身柄を總督・提督衙門に引き渡し、事案中の犯人どもと共に厳重に調べ上げて罪を擬し、上奏せよ。該部は知れおけ。）との指示であった。それで、24日に写しが取られて刑部に回されたのである⁽²⁴⁾。

焦長発のような地方官は、前近代中国に有りがちな「事なきれ主義」役人の一例と言えばそれまでであろう。だが、台湾に任命される官には特に質の悪い輩が多くかつた、とは良く聞くところである。台湾本島は明末まで先住民の世界、疫病の流行する瘴癟の地にして、南明勢力や三藩と結んでいた鄭氏政権の拠点にも

なっていたことから、康熙年間に清朝統治下に入ってからも、統治に対する朝廷の姿勢は消極的で、任命される官の質も低かったとされる⁽²⁵⁾。こうした傾向に変化が見られるようになるのは、ようやく19世紀後半、同治中興以降の事であった。雅徳の指弾が当たっているならば、焦長発などはまさしく「貪官汚吏」そのものと言って良かろう。

さて、翌年正月17日に硃批が下り、21日に内閣で抄本が取られた、雅徳の2度目の奏摺を次に見てみる。新たに、8月23日から30日までの詳細な情況と、これまで「其の未だ獲られざる聚衆の首犯謝笑等」⁽²⁶⁾としか言及されてこなかった、謝笑という逃亡犯の個人情報と足取りが細かく伝えられる⁽²⁷⁾。

雅徳は、新化番仔溝⁽²⁸⁾で民衆を糾合し械闘に至った福建省晋江県籍⁽²⁹⁾の謝笑が内地に逃げ戻ったことを知り、直ちに関係各官に通知し身柄確保を命ずる。12月24日、雅徳は郡城（泉州府城）に向かう途中、謝笑及び長子の謝長を捕縛したとの報に接する。同日、入城すると更に次子の謝永常、媳（息子の嫁）の李氏、犯属を隠避した莊光觀・謝管らを捕獲した。ついで、提臣提督の常青、督糧道の沈元振・興泉道の潘本義・汀州府知府の王右弼・泉州府知府の鄖維肅らと会同し、厳重な尋問・取り調べを実施、彼ら一家の個人情報を洗い出した。それによると、謝笑の本名は謝湊といい、原籍は晋江県の人で、乾隆12年、父に従って台湾に移住、新化番仔溝附近の四張犁⁽³⁰⁾に住居を構えた。そこで彼は妻の蔡氏を娶り、二男一女をもうける。長子は謝長といい、既に妻を娶り、捐納して監生の身分を得ている。次子は永常、まだ幼い。娘の乃娘は廣東系の黃交⁽³¹⁾といいう男性に嫁いでいる。

謝笑への尋問を通して、喧嘩の詳細も明らかになってゆく。以下の通り、果たして最初に金蟾桂が報告した内容とはいささか異なるものだった⁽³¹⁾。

8月23日、彰化県莿桐脚郷で演戲があった。そこで、三塊厝⁽³²⁾に住む漳州人の黃添と泉州人の人が賭錢をめぐって喧嘩騒ぎとなり、黃添の息子黃璇が誤つて廖老を殺害してしまう。この件の報告は彰化県に送られ取り調べは行われたものの、殺害犯は拘束されなかつたため、泉州人らは納得せず、26日に黃添の家に押しかけ、漳州人に暴行・掠奪をはたらき、一方の漳州人は泉州人の行く手を遮つて什物を奪い取るなどしてお互いにやり合つた。28日、三塊厝の漳人が、

大里杙の漳人を糾合し番仔溝各庄（の泉州人）から掠奪し殺害しようと、「泉州人を見つけたらみな殺しだ！」と叫んで回った。泉州人の吳成という男、襲撃を慮って防御策を講じようと謝笑に状況を説明し、相談した。謝笑は話を聞いて激昂し、呼びかけて回覧文をまわし、吳成・施卿・蘇奇・林興らと附近の番仔溝各庄にふれ回って、泉州人を糾合し協力して敵に当たることを約した。29日、漳州人たちは衆を集め、番仔溝に出向いて乱闘し放火しようとすると、泉州人らはそれを迎えうち防禦する。そうやって、互いに殺傷しあった。各庄の泉州人らは腹に据えかねて収まらず、謝笑は再び番仔溝各庄の衆を集め、30日、漳州人の聚落に出向いて械闘し放火した。馬芝麟⁽³³⁾・大肚などの聚落でもまた、殺傷があった。謝笑はまた鬱憤を晴らそうと意図したが、次には漳州人達が収まらず集まって襲撃に来て問題がどんどん拡大するのではないかと考え、しかも文武各官員が逮捕しに来ていると聞いて恐ろしくなり、原籍地の福建晉江に戻って行方を眩まそうと考えた。彼は台湾で商店を営んでいるため、女であれば咎められることも無いだろうと妻の蔡氏を置いてゆき、さらに黃檀なる者に託して世話をさせ、自分は息子とその嫁（媳）、孫二人を連れてゆくことにした。9月1日、鹿子港から乗船、内地へ向け出航した。9月4日、廈門⁽³⁴⁾から上陸し、実兄（胞兄）謝管の家中に匿つてもらい潜伏した。嗣いで、内地における捜索が厳しくなってきたことを聞くと、長子謝長にその嫁と息子達を連れて生員莊光觀のもとに遷らせた。莊光觀は台湾にいた時から謝長と誼を通じていた間柄のため、匿つてくれたという。以上の謝笑自身の供述について、雅徳は「以上、臣が逐一厳しく取り調べた結果、謝笑即ち謝湊が呼びかけて械闘し庄屋（聚落の建築物）に放火したと白状しました実情、間違ひありません。」と内容を保証する。

謝笑以外の関係者の取り調べ・供述に基づいた事実関係確認について、雅徳はさらに報告を続ける⁽³⁵⁾。

…彼の息子謝長らは、父に従い乱闘に加わったような事情はありませんでした。臣は「民衆を糾合し互いに放火殺人を繰り広げた際、加わった連中が多くいたに違いない、嘘を言っているのではないか、全員を挙げていないのではないか、（隠し立てすると）厳しく刑罰を加えるぞ」と言うと、「まことに、ただ吳成・施卿・蘇奇・林興らのみと共に伝言文（傳帖）を回し知らせ回ったのであり、聚落民たちはその詞^{ことば}を聞いて集まっただけでござります、

人数が余りに多く一人一人を挙げる事は出来ませんけど」とのことでした。さきに署提臣永徳が取り調べて逮捕した、台湾から内渡してきた民人の中に黄再という者がありまして、すぐさまそやつを調べましたところ、「謝湊官破銀一千二百圓。買其湊嬢（疑誤）一身免提收禁。〔謝湊は銀1,200圓を官破し（官に費消し？）、買収してその湊嬢（「嬢」は叔母の義）の一身をして出頭・収監を免れさせよ〕」と叙述した張標の家書を携帯しており、いま該犯即ち謝湊がいかにして台湾で賄賂を送り逃れたかについて彼に詰問すると、「伊於九月初一日起身内渡、實不知情。只求行文臺灣。擎伊女人究問。〔彼は9月1日に内地逃亡のため出航したということですが、まことに事情を存じません。ただ台湾に文を送るよう求められただけです。その女性を捕らえてお聞き下さい。〕」と堅く供述してぶれず、言い逃れ潤色は無いようです。さらに水師提督臣黄仕簡からの咨文に列挙された謝笑即ち謝湊の供述調書とも符合しております。…

以上をふまえ、雅徳は、各犯にたいする擬罪を次のように提示する⁽³⁶⁾。

謝笑：内地人ながら大それた事に台湾（海外重地）で煽動し、発起文を回して民衆を糾合し、械闘・放火・殺人を起こした。まことに凶悪なボス（兇悪渠魁）である。謝笑は台湾で衆を集め擾乱した主犯として斬首・さらし首（梶示）とすべし。正式に許可がおり次第、泉州府知府の鄒維肅・泉州城守當參將の瑚國里を派委し、謝笑を縛り上げて刑場（市曹）に引き連れ、即刻処刑すべし。査するに台湾の械闘はみな漳州人・泉州人の間で起きており、福建泉州でさらし首にすれば、台湾で事を犯した者は重罰に処せられることを内地の民衆に周知できよう。なお、謝笑の所有する本籍晋江の田産は、晋江県に命じて調査し、在台湾の店舗・資産は台湾道に飭し、確實に調査処理し、一括して官庫に没収とすべきである。

謝長（長子）・謝永常（次子）：悪匪の子供として、内地に留めておくべきではない。伊犁などの地に書類送付（簽發）し、種地兵丁に奴として給すべきである。

謝乃娘（娘）：既に他人に嫁いでおり、議より免ずるのが相当。

莊光觀（生員）：関係者（犯属＝謝長一家）を留めており、犯人（正犯＝謝笑）

の隠避とは同列に論じられないものの、謝長らの罪が伊犁への追放（発遣）相当である以上、法として軽く済ませる訳にはゆかない。莊光觀は生員身分を剥奪し、加えて「知人犯罪藏匿罪人、罪減一等律（犯罪者と知った上で隠避した者はその犯罪者の罪より一等を減ずる律）」に照らし、杖打ち 100 回・徒刑（懲役）3 年とすべきである。

謝管（謝笑の実兄）：凶悪犯を匿ったかどで、犯人謝笑を斬罪に処するところより一等を減じ、杖打ち 100 回・流刑 3000 里と定め、且つ年が 70 歳を逾えているため律に照らし、贖宥により保甲練兵（練保）を命ずべきである。

謝綿界・蔡其瑞：尋問の結果、收賄して犯人隠匿・赦免等の事実は無し。ただ、犯罪行為に気づかなかつたため「不応重律」に照らし、杖打ち 80 回。叩いた上、免役。

吳成・施卿・蘇奇・林興：謝笑が、台灣で共に械鬪を呼びかけたと吐いた連中。みな台灣で逮捕されており、各々の罪状に従い、分けて処分すべきであり、適当に済ますべきではない。

蔡氏（謝笑の妻）：拘束し、逮捕免除のための賄銀を出したか確情を究明し、重に従り擬罪すべきである。

彭良稷（晋江県官）：正犯（謝笑）を逮捕したものの、11 月 16 日段階で逮捕せよとの飭を奉じながら、速やかに発見できなかつた。その咎は免れ難い。帝旨を請い、部に連絡して、処分を議すべきである。

謝笑の内地への逃亡（密航）を取り締まれなかつた文武各員：別途、取り調べをおこなうべきである。

【注】

- (19) 乾隆 47 年 12 月の奏摺は、翌正月 7 日付けの刑部移会に引用されたものを用いる。『明清史料』己編第 10 本 951b～952a、1954～1955 ページ所収、「刑部「爲内閣抄出福建巡撫雅奏」移會」のタイトルで載る。以下、「雅德奏摺」（乾 47-12-22）と略記。また、正月の奏摺は正月 28 日の礼部移会に引用されたもので、『明清史料』己編第 10 本 952b～953b、1956～1958 ページ所収、タイトルは「禮部「爲内閣抄出福建巡撫雅德奏」移會」。以下、硃批が下された日付により「雅德奏摺」（乾 48-1-17）と略記する。
- (20) 「雅德奏摺」（乾 47-12-22）、「…前經屢飭楊廷権到臺之日、即查明確切情形、據實揭報請參。但臣先曾訪聞起鬪之由、係因聚賭。嗣節次接據稟報、則稱看戲口角毆斃廖老、而起因所稟與傳聞不符。臣至廈門、凡內渡商民、益復留心、察訪根由、咸稱因賭錢起鬪、漳人黃

- 璇毘鰐泉人廖老、報官。…」
- (21) 「雅德奏摺」（乾 47-12-22）「…相驗、該縣焦長發並不嚴究正兇。泉人因此不甘糾衆、尋覓與漳人互相械鬪、匪徒藉端煽惑焚莊搶掠、以致流毒無已。…」
- (22) 「雅德奏摺」（乾 47-12-22）「…竊思、人名重案、地方官自應立時驗訊、緝兇抵償。況海外重地、尤須倍加詳慎、乃該縣焦長發胆敢玩視、因循以致釀成重案、今既將賭錢捏改看戲起鬭、其縱兇不究、更難保無別有情弊、似此謬蔽不職・玩命釀禍之劣員。…」
- (23) 「雅德奏摺」（乾 47-12-22）「…臣體訪既確未便、因該道未經揭到、稍事姑容、相應請旨、將彰化縣知縣焦長發革職拿問、飭令楊廷樞提拿各案人犯、究訊確情、解送來省、嚴審定擬、除該縣印務就近委員署理、查明該員任內經手倉庫錢糧有無未清另報外、理合據實參奏、再此外文武各員、於匪徒擾害不能實力防禦、臣咨會水師提臣黃仕簡、並飭楊廷樞、一體察核分別查參。…」
- (24) 「雅德奏摺」（乾 47-12-22）「…乾隆四十七年十二月二十二日、奉硃批。有旨、諭部。欽此。乾隆四十七年十二月二十二日、內閣奉上諭、「據雅德參奏彰化縣知縣焦長發、於漳・泉二郡民人械鬪一案、『並不嚴究正兇、玩視因循、以致釀爲重案、且將賭錢捏改看戲起鬭、其縱兇不究、難保無別有情弊、請旨革職拿問』等語。焦長發著革職拿問、交該督撫、同案內人犯、嚴審定擬、具奏。該部知道。摺併發。欽此。」二十四日抄出、到部…」
- (25) 例えれば伊藤潔著『台湾』（中公新書、1993年）第三章「清國の台湾領有」、37~64 ページなど。例えば 47 ページに「当時の台湾は、マラリアをはじめとする風土病が蔓延し、毒蛇の棲息する地であり、清國の官吏は剽悍な住民による「五年一大乱、三年一小乱」を理由に、台湾への赴任を躊躇した。…台湾に派遣される官吏は、概して優秀とはいはず、俸給も低かった。…官吏の汚職や賄賂の悪習は日常茶飯事であり、住民を苦しめた。…汚職や賄賂の悪習は中国の伝統ともいえるが、台湾における官吏の腐敗は、極端に深刻であった。…」と述べる。
- (26) 「金蟾桂奏摺」（乾 47-12-10）「…其未獲聚衆首犯謝笑等…」
- (27) 「雅德奏摺」（乾 48-1-17）「…竊、臣接據前任臺灣鎮金蟾桂等開報獲犯名單、有新化番仔溝糾衆械鬪之晉江縣民謝笑逃回內地等情、當即移咨提鎮、並督飭文武各員、嚴密查拏。今臣於十二月二十四日、途次泉州古嶺接准提臣咨會、並據該道府稟報、將該犯謝笑并伊子謝長擎獲、臣即於是日、馳抵郡城、復又究出該犯次子謝永常・^妾李氏、及窩留犯屬之莊光觀・謝管、一併捉拏到案。隨會同提臣常青、并督糧道沈元振・興泉道潘本義・汀州府知府王右弼・泉州府知府鄧維蘆等、嚴切審訊。緣、笑即謝湊、原籍晉江縣人、於乾隆十二年隨父過臺、住居新化番仔溝附近之四張犁、娶妻蔡氏、生兩子一女、長子謝長、娶妻、捐監。次子永常、尚幼。女、乃娘、適粵人黃交爲妻。…」
- (28) 「新化番仔溝」は不詳。「新化」の地名であるが、台南市に「新化區」があるが、当地の旧名は西拉雅族の番社名「大穆降」或いは「大目降」で、日本統治時代の大正期に「台南州新化郡」と付けられたらしく、時期が合わない上、場所から考えても恐らく該当しない。『圖說臺灣地名故事』、第十三章「府城・台南」、182 ページ参照。「番仔溝」は前掲注(7)にも

示した如く、同一地名・類似地名が台湾中央山脈の西側、中南部地域に余りに多い。

- (29) 「晉江縣」は、現・晋江市。福建省泉州市の東南に位置する。
- (30) 「四張犁」という地名は、台中市北屯區（市域の東北地域）に存在するようだが、本件と関係あるか否か不詳。現在の台中・鹿港・彰化あたりには「○張犁」（○には六、七、九、十三、三十などの数が入る）という地名が多く見えるため、ありふれた字名であろう。
- (31) 「雅德奏摺」（乾 48-1-17）「…本年八月二十三日、彰邑莿桐脚鄉演戲、有三塊厝漳人黃添、與泉州人賭錢角鬧、伊子黃璇誤殺廖老、身死。報經彰化縣、相驗、因兇犯未拘、泉人不甘、於二十六日赴黃添家、毆搶漳人、亦攔奪泉州人什物、彼此成讐。二十八日、三塊厝漳人欲糾大里杙漳人搶殺番仔溝各庄、聲言遇見泉州人、盡欲殺死。有泉州吳成、慮被搶殺、預籌防禦、將前情向謝笑告知、并與商議、該犯聞言、氣忿倡議、專備傳帖、與吳成・施卿・蘇奇・林興等知會附近番仔溝各庄、糾約泉州民幫助抵抗。二十九日、漳人聚衆往鬪焚燒泉州民、番仔溝泉州出禦、互有殺傷。各庄泉州民心懷不甘。謝笑復糾庄衆、於三十日、前往械鬪焚燒漳民。馬芝麟・大肚等庄亦互有殺傷。謝笑意圖復洩忿、詎漳民愈不肯、依益謀糾鬪、見釀事漸大、且聞文武各官前往查拏、心懷畏懼、欲回原籍躲避、因臺地存有店業、以伊妻女流無人過問、遂留蔡氏在臺看管、並托黃檀觀照、料自帶子媳兩孫、於九月初一日、由鹿子港搭船、內渡。初四日、至圍頭登岸、潛匿胞兄謝管家中。嗣聞內地查拏嚴緊、復令長子謝長帶同媳孫、轉向生員莊光觀、因與謝長在臺交好、即爲容留。臣等逐一嚴審、據謝笑即謝湊、供認倡議糾鬪焚燒庄屋各情、不諱。…」
- (32) 「三塊厝」という地名も、台湾中央山脈の西側中部地域では非常に多く見られる。ありふれた字名のようである。ひとまず彰化県莿桐脚の近隣では、和美鎮（彰化の西北、鹿港の東北に境を接する）の月眉里に「三塊厝」という聚落があり、そこに比定するのが最もそれらしく思われる。
- (33) 「馬芝麟社」はもともと平埔族の巴布薩族の社名で、雍正年間、鹿港鎮の南西に隣接する福興鄉に「馬芝麟堡」が置かれているので、その辺りであろうか。
- (34) 围頭鎮。福建省晉江県。
- (35) 「雅德奏摺」（乾 48-1-17）「…伊子謝長等、訊無隨父幫鬪情事。臣以該犯糾集衆庄、互相焚殺、黨夥必多、恐有不實不盡、嚴加刑鞫、據稱「實止與吳成・施卿・蘇奇・林興等傳帖知會。其各庄之民、俱因聞信、聚集。人數衆多、不能逐一指出」等情。矢口不移、臣復查先與署提臣永德盤獲內渡民人內有黃再、攜帶張標家書、敘述「謝湊官破（疑誤）銀一千二百圓、買其湊婦（疑誤）一身免提收禁」之語。今該犯即係謝湊、如何在臺賄脫、復向窮詰、據稱「伊於九月初一起身內渡、實不知情。只求行文臺灣、拏伊女人究問。」等語。堅供不移、似無遁飾。並查、水師提督臣黃仕簡來咨內開「謝笑即謝湊」、核與所供情形、均屬相符。…」
- (36) 「雅德奏摺」（乾 48-1-17）「…謝笑以內地民人胆敢於海外重地倡議傳帖糾衆械鬪焚燒殺人、實屬兇惡渠魁。謝笑應請照臺灣聚衆散劄殺人放火造意爲首斬決梟示、臣於審明後、恭請王命、派委泉州府知府鄒維肅・泉州城守營參將瑚圖里、將該犯綁赴市曹、即行正法。且查在臺械鬪滋事、俱係漳・泉州人、即於泉州梟示、俾內地民人咸知在臺釀事即干重典、各相儆惕、

以昭炯戒。該犯之子謝長・謝永常、係惡匪餘孽、不便容留內地。應請簽發伊犁等處、給種地兵丁爲奴。該犯之女謝乃娘、已經出嫁、應予免議。生員莊光觀、容留犯屬、雖與藏匿正犯有間、但謝長等罪應發遣、法難輕縱。莊光觀應革去生員、照「知人犯罪藏匿罪人、罪減一等律」、杖一百・徒三年。謝管、雖係謝笑胞兄、但將兇惡罪魁、限（混）行藏匿、應請於謝笑斬罪上減一等、杖一百・流三千里、年逾七十、照律、収贖練保。謝綿界・蔡其瑞、訊無得賄隱縱情事。但失於覺察應照「不應重律」、杖八十、各折責革役。該犯供出在臺隨同糾約之吳成・施卿・蘇奇・林興等、均經臺灣拏獲、分別辦理、應毋庸議。該犯置有本籍田產、飭令該縣查明其在臺店舗・資產、仍飭臺灣道確實查辦、一併入官。并提伊妻蔡氏、究明出銀賄免確情、從重定擬。晉江縣彭良稷、雖經拏獲正犯、但於十一月十六日奉文飭緝、不能早爲覺察、咎實難辭。相應請旨交部議處。其失察該犯偷渡之文武各員職名、另容查取咨參外、…」

小 結

このあと、乾隆 48 年 4 月の福建水師提督の黃仕簡と福建台灣道の楊廷樺による奏摺⁽³⁷⁾が上され、林審殺害のより詳細な調査結果と各犯への擬罪が報告された。やや月日があき、乾隆 48 年 10 月、福建巡撫の雅徳から三たび、戯劇を上演している側で開かれた賭場でのトラブルから械闘に発展した情況についての上奏⁽³⁸⁾がなされる。今までに無い情報が更に盛り込まれており、雅徳らの独自調査、ないし論者未見の公文書がその間に存在することは間違いない。いずれにせよ、事件からほぼ一年でようやく全容がほぼ明らかになったということができ、いい加減な初動で雅徳から非難されていた現場（嘉義県知県の焦長發ら）への処分も確定する⁽³⁹⁾。それらについては、次稿「乾隆四十七年彰化縣莿桐脚分類械鬪案（下）」にて、引き続き見てゆく事にしたい。

【注】

- (37) 兵部「爲内閣抄出福建水師提督黃仕簡等奏」移會。『明清史料』己編・第 10 本、954a～955a、1959～1961 ページ所収。乾隆 48 年 4 月 14 日奉硃批。4 月 16 日内閣抄出。
- (38) 兵部「爲内閣抄出福撫雅奏」移會。『明清史料』己編・第 10 本、960b～961b、1972～1974 ページ所収。乾隆 48 年 10 月 1 日奉硃批、10 月 13 日内閣抄出。
- (39) 吏部「爲内閣抄出福建巡撫雅等奏」移會。『明清史料』己編・第 10 本、962b、1976 ページ所収。乾隆 48 年 11 月 9 日奉硃批、11 月 11 日内閣抄出。

The Fenlei-xiedou 分類械鬭 in Citong-jiao 莉桐脚, Qianlong 乾隆 47th (1)

Toshiro SAKURAI

In the summer of 47th year of Qianlong period(乾隆 47 年, 1782), two men were quarreling at the place near the stage of drama performances, in Citong-jiao 莉桐脚, probably a small village in Zhanghua District 彰化縣, located in the western side of middle Taiwan. It must have been just a small incident at first. But soon, a man was killed by the other, and in few days, the bloody struggle between two armed groups had occurred. A murder case of a military officer, whose name was Lin Shen 林審, had followed just after. Investigations of early stage, which were taken place by Jiao Changfa 焦長發, the District Magistrate of Zhanghua 彰化知縣, were so random that Provincial Governer of Fujian 福建巡撫 Ya De 雅德 criticized him severly. Ya De himself investigated the case independently, and finally accused the Magistrate Jiao.

In Taiwan local societies, struggles like this case, called Fenlei-xiedou 分類械鬭 were not rare in Qing era 清代. They were fought between different ethnic groups, or among immigrant groups who differs in origin, and this time, two groups were both immigrants from Fujian Province 福建省— one from Quanzhou 泉州 and the other from Zhangzhou 漳州.

This paper studies on how this armed struggle occurred, how the investigation proceeded, and how the intelligences transmitted among officials, using official documents of Qianlong period.